

2019年度

境港

利用助成制度 のご案内

境港に就航する国際定期航路を利用して輸出入を行う荷主の方へ助成をします。
ぜひご利用ください！

対象貨物 **2019年4月1日～2020年3月31日間に境港を利用した貨物（船舶の入出港日基準）**

助成対象者 **船荷証券(B/L)に記載された荷主（Shipper、Consignee）**

*B/Lに境港利用者・利用決定者名でなく、商社等輸出入を代行した事業者名が記載されている場合は、権利移転を受けることで助成申請が可能

国際定期コンテナ航路



① 新規利用

対象事業者・要件

新規利用の荷主
(過去に境港利用助成を受けたことがない方)

助成金額

2万円/TEU

★上海向け輸出入加算 5万円/TEU

上限額

50万円/年度

加算分 12万5千円/年度

② 利用拡大

対象事業者・要件

前年と比較して利用が10TEU
以上増加した荷主

助成金額

前年より増加した貨物 1万円/TEU

★上海向け輸出入加算 5万円/TEU

上限額

増加分 200万円/年度

加算分 100万円/年度

③ 小口混載利用

対象事業者・要件

小口混載貨物(LCL)を利用した
荷主

助成金額

直行便 1千円/1t・m³

積替便 4千円/1t・m³

上限額

直行便 10万円/年度

積替便 20万円/年度

★中国航路利用分

国際フェリー・RORO 航路



④ 国際フェリー・RORO 機能船貨物

対象事業者・要件

新規又は前年より利用が
増加した荷主

助成金額

新規又は増加につき 2万円/TEU
※バルク貨物 1千円/1t・m³
2万円/4台

上限額

650万円/年

対象事業者・要件

21TEU以上利用した荷主
(利用開始した日から3年間)

助成金額

増加貨物
以外につき 1万円/TEU

上限額

100万円/年

⑤ 環日本海圏航路陸送経費

対象事業者・要件

国内輸送経費を要した荷主
(利用開始した日から3年間)

助成金額

輸送1回につき 1万円
※バルク貨物：4台で1回

上限額

10万円/年

● 境港利用開始前に助成事業計画書の提出が必要ですので、メール又はFAXにてご提出ください。

問い合わせ先

さかいこうぼう えき しん こう かい

境港貿易振興会

〒684-0046 鳥取県境港市竹内団地255-3

【TEL】0859-47-3905 【FAX】0859-47-3906

【e-mail】sptpa@sanmedia.or.jp

境港貿易振興会



Sakai Port

検索

助成金交付申請手続きの流れ

① 計画書の提出

原則、利用開始前の提出が必要です。(利用開始後の場合は、速やかに提出してください。)



② 計画書の受領

計画書を受領し、受付済の計画書の写しを送付します。

③ 助成金交付申請

提出時期は次のとおりです。

- 2019年12月31日までの利用実績 ⇒ **2020年1月31日 当会必着**
- 2020年1月1日～3月31日までの利用実績 ⇒ **2020年4月10日 当会必着**

ただし、利用実績が助成金の上限額に達した時点、又は年度内利用が終了した時点でも申請可。

※国際フェリー・RORO航路に関しては、この限りではありません。



④ 交付決定、助成金の支払い

審査の結果、要件を満たしている場合は交付決定通知書を送付し、助成金を指定口座に振り込みます。

交付申請にあたって

- **計画書の提出・受領をもって助成金の支給を確定するものではありません。助成金交付申請が別途必要です。**
- コンテナ航路は、境港の国際定期コンテナ航路、国際フェリー・RORO航路は、DBSフェリー航路などRORO機能を有する境港国際定期航路とします。
- 補助金の交付は2019年度予算の範囲内での助成とし、執行状況により助成をお受けいただけない場合がございますので、予め、ご了承ください。
- 利用実績等については、関係機関等へ確認することがありますので、ご了解下さい。